

## 司法試験委員会会議（第159回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

令和2年11月25日（水）15:00～15:50

### 2 場所

法務省司法試験考査委員室

### 3 出席者

- 司法試験委員会  
（委員長）佐伯仁志  
（委員）畝本直美，大沢陽一郎，太田秀哉，高橋美保，長谷部由起子，村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会幹事 丸山嘉代
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）  
濱克彦人事課長，赤羽史子試験管理官，阿波亮子人事課付

### 4 議題

- (1) 令和2年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）
- (2) 司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について（報告・協議）
- (3) 令和2年11月4日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (4) 書面等による議決について（報告）
- (5) 特任研究者の公表について（報告）
- (6) その他（報告）
- (7) 次回開催日程等について（説明）

### 5 資料

- 資料1 令和2年司法試験予備試験論文式試験受験状況
- 資料2 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の結果について
- 資料3 令和4年以降に実施される司法試験予備試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）（案）
- 資料4 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員名簿
- 資料5 令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員名簿
- 資料6 令和3年司法試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料7 司法試験考査委員候補者選定等部会委員名簿
- 資料8 司法試験委員会幹事名簿
- 資料9 令和3年司法試験の施行（官報掲載案）
- 資料10 令和3年司法試験予備試験の施行（官報掲載案）
- 資料11 特任研究者名簿
- 資料12 令和2年9月9日付け兵庫県弁護士会会長名の「令和2年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明」

- 資料13 令和2年9月15日付け長野県弁護士会会長名の「令和2年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」
- 資料14 令和2年10月8日付けロースクールと法曹の未来を創る会代表理事名の「司法試験の合格者決定についての要請」
- 資料15 令和2年10月16日付け千葉県弁護士会会長名の「令和2年度司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明」
- 資料16 令和2年10月16日付け山口県弁護士会会長名の「令和2年司法試験に関する会長声明」
- 資料17 令和2年10月22日付け仙台弁護士会会長名の「令和2年度の司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明」

## 6 議事等

### (1) 令和2年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について（報告）

- 事務局から、令和2年司法試験予備試験論文式試験の実施状況について、資料1に基づき報告がなされた。

### (2) 司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について（報告・協議）

#### 【佐伯委員長】

令和4年以降の司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定については、前回の司法試験委員会において、意見募集を行うことを決定しました。意見募集を行った結果が取りまとめられたとのことですので、意見募集の結果とこれを踏まえた答申案について事務局から報告をお願いします。

#### 【赤羽試験管理官】

まず、意見募集の結果について御報告します。

資料2のとおり、9月16日から10月15日まで意見募集を行った結果、合計6件の意見が寄せられましたが、司法試験委員会が相当と考える選択科目及びそれ以外の個別の科目に関する意見はなく、その他の意見が2件であり、それ以外は今回の意見募集の対象とならない内容のものでした。

意見募集の結果も踏まえ、法務大臣への答申としては、資料3のとおり、司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目としては、現在司法試験の選択科目として法務省令に規定されている8科目と同一の8科目を選定するのが相当、という内容としてはいかがかと存じます。

#### 【佐伯委員長】

法務大臣への答申としては、資料3の内容でよろしいでしょうか。

（一同了承）

それでは、この内容で答申することを決定いたします。

### (3) 令和2年11月4日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）

#### ○ 幹事からの報告内容

幹事全員の出席により、令和2年11月4日に開催された第8回幹事会の協議内容について報告する。

第8回幹事会では、司法試験委員会が明示した協議事項について第7回までの幹事会

で協議を終えたことから、今後、幹事会において調査・検討すべき事項について協議がなされた。

協議の冒頭で、まず、幹事から、以下のとおり提案がなされた。

- ・ 今後、幹事会において、司法試験の出題の在り方等について検討すべきである

在学中受験資格の導入後も、法曹に求められる資質・能力を判定するという司法試験の位置付けや試験の難易度に変更はないが、今般の法曹養成制度改革は、プロセス教育の維持、強化が理念とされていることを念頭においた上、現行の司法試験の出題の在り方が、①法科大学院教育との適切な連携が図られたものとなっているか、②法科大学院や学生に対して学修の指針を示すという意味で適切な影響を与えているか、③実務家登用試験として適切な選別機能を有しているか、といった観点から検討を行う必要があると考える。特に、②と③の点について、仮に、現行の試験問題が、誘導と試験対策の処理メソッドにのみ従って解答すれば一定水準の答案が作成できるような問題であれば、多くの学生の勉強はそうしたスキルの獲得に向かうこととなり、勉強の在り方として問題であるし、処理メソッドに従った解答内容で十分であるとの意識を持つ学生が増えると、学生の成績がおしなべて平準的なものとなり、ボーダーラインが適切に引けるのか危惧される

法科大学院協会の平成31年3月の臨時総会においても、「制度変更に伴い必要になる司法試験の内容について検討・議論する会議体の設置を法務省・関係団体に求めること」が確認されており、その趣旨はやはり、法曹養成プロセスの変更があった以上、司法試験についても、法科大学院、司法修習との有機的な連携のとれたものとなっているかをこの時期に改めて検討すべきであるというものであった

なお、現状において、検証担当考査委員が毎年行っている司法試験の検証は大きな成果を上げているとみているが、この検証は、今般の法曹養成制度改革を前提とするものではなく、その意味で、幹事会における検討と両立するものである。また、検証担当考査委員による検討は、前年度の作問が終了してから翌年度の作問作業を開始するまでの短期間の間に実施する必要があるという制約もあるため、幹事会において検討することも必要である。なお、幹事会における司法試験の出題の在り方等の検討は、検証担当考査委員による検証結果を前提として行われるべきである

当幹事会は、司法試験について様々な関係を持つステークホルダーによって構成されており、司法試験の出題の在り方等について、大所高所から検討することができることから、司法試験の出題の在り方等を幹事会において議論させていただきたいと考えている

幹事会における議論の進め方については、まず検証担当考査委員の検証について共有し、その検証結果がその都度どのように作問にいかされたのか確認するところから始めたい。また、法科大学院協会が会員校に対して行った、現行の司法試験論文式試験問題の中でどの問題が良い問題と考えるか、といったアンケートの取りまとめなどの各種参考資料も、幹事会の検討の際に参照されることを望みたい

検証担当考査委員の検証や各種参考資料を検討した結果、司法試験の出題の在り方について幹事の間で一定の共通認識ができた場合には、検証担当考査委員の検証に当たり留意してほしい点を示すなどして、司法試験の具体的な出題に当たり留意すべき点について提案できないかと考えている

続いて、幹事から、以下の三つの提案がなされた。

- ・ 在学中受験の導入に伴い、法科大学院生が3年次後期の学修を充実したものにすることは、早期に合格発表がなされることが望ましい。そのため、試験実施期間を短縮して合格発表時期を早めるための方策として、ICT技術の活用を検討する必要がある旨を司法試験委員会に報告したい
- ・ 現状、司法試験の合格率について男女で差があること等を踏まえて、男女共同参画の見地から、女性が受験しやすい司法試験の在り方について司法試験委員会において検討する必要がある旨を報告したい
- ・ 令和5年以降、司法試験の実施時期が7月中下旬となることに伴い、令和5年以降の試験地について司法試験委員会において検討する必要がある旨を報告したい

その後、各提案について順番に協議がなされた。

まず、「司法試験の出題の在り方等の検討」の提案については、概ね賛成の意見が出され、具体的には、

- ・ 検証担当考査委員による検証の秘匿性に配慮しつつ、その内容を幹事会で共有し、検証状況について経年で見ていくことは意義があると思われる
- ・ 検証担当考査委員の検証状況や、検証結果の次年度の問題作成への反映状況について、科目間のばらつきの有無や反映時の問題の有無も含めて幹事会で検討するのはよいと思う。ただし、科目の特性や問題作成者の出題意図等にも配慮すべきであり、幹事会が過度に介入・干渉することは避けるべきと思われる
- ・ まずは、前提として、検証担当考査委員会議では、法科大学院協会の方等も議論に参加しており、そういった外部の方の意見も踏まえて検証を行っていることを御理解いただきたい。ただし、検証結果が実際に出題にいかされているかを幹事会で検討することには意味があると思われる。しかしながら、問題作成者の意図もあるので、幹事会であまり細かい意見を出すのではなく、検証担当考査委員による検証について改善すべき点や良かった点を共有し、司法試験の在り方に反映させていくのが現実的なやり方ではないか

などの意見が出された。

以上の協議を踏まえ、幹事会として、司法試験委員会に対し、次回以降の幹事会において、司法試験の出題の在り方等に関する検討を行うこと、その範囲及び具体的方法については、検証担当考査委員による検証を前提とし、その検証状況及び問題作成への反映状況について調査・検討する方法とする、ということについて御提案し、御了承をいただきたい。

次に、「試験実施期間の短縮に向けた方策の検討」の提案について協議した結果、幹事会として、司法試験の実施期間の短縮に向けた方策の一つとしてのICT技術の活用について、今後御検討いただく必要があるのではないかと御報告をさせていただきたい。

次に、「男女共同参画の見地からの司法試験の在り方の検討」の提案について協議を行ったところ、幹事から、

- ・ 司法試験に関する男女別のデータを司法試験委員会から公表してほしいとの意見が出された。

#### ○ 当委員会における協議の結果

次回以降の幹事会において、司法試験の出題の在り方等に関する検討を行うこと、その範囲及び具体的方法については、検証担当考査委員による検証を前提とし、その検証状況及び問題作成への反映状況について調査・検討する方法とすることについて、

了承された。

その際、委員から、検証担当考査委員会議において既に精緻な検討がなされているため、これを踏まえて幹事会で改善点等を示すとしても屋上屋を重ねることとなる懸念がある上、仮に、大きな枠組みや視点から検討するのであれば、その検討の主体には法曹を利用する立場の者も加えるべきではないかとの指摘や、幹事会の検討結果の取扱いや公表の在り方について整理が必要であるとの指摘がなされ、幹事会の検討結果については、当委員会において報告を受けた上で、その取扱いについて協議することとされた。

また、試験実施期間の短縮のためのICT技術の活用、司法試験に関する男女別データの公表及び令和5年以降の司法試験の試験地については、まずは事務局において検討することとされた。

#### (4) 書面等による議決について（報告）

○ 委員長から、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、以下のとおり決定され、委員会の議決としたことが報告された。

- ・ 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料4記載の者を法務大臣に推薦することについて、了承され、令和2年9月18日付け、同年10月23日付け及び同年11月6日付けで委員会の議決としたこと

これに関し、事務局から、資料4のとおり、司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員に推薦された者が同年10月1日付け、同月26日付け、同年11月1日付け及び同月13日付けで法務大臣から任命されたことが報告された

- ・ 令和3年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料5記載の者を法務大臣に推薦することについて、了承され、令和2年10月23日付け及び同年11月6日付けで委員会の議決としたこと

上記議決に当たっては、司法試験考査委員候補者選定等部会から、司法試験委員会に対して、問題作成を担当する令和3年司法試験考査委員候補者（法科大学院において現に指導をしている者）について、各候補者の適格性及び所属法科大学院における再発防止策の実施状況の調査を踏まえた選定結果として資料6の37名を選定したことが報告されたこと

さらに、同部会から司法試験委員会に対して、司法試験考査委員の不適切行為に関する通報窓口への通報に関し、不適切行為の疑いが認められるようなものはなかったことが併せて報告されたこと

これに関し、事務局から、資料5のとおり、司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員に推薦された者が同月1日付け及び同月13日付けで法務大臣から任命されたことが報告された

- ・ 司法試験考査委員候補者選定等部会委員として資料7記載の者を選任することについて、了承され、令和2年10月23日付けで委員会の議決としたこと
- ・ 幹事の選任について、司法試験委員会幹事として、資料8記載の者を選任することが決定され、令和2年10月23日付けで委員会の議決としたこと

これに関し、事務局から、司法試験委員会幹事に選任された者の法務大臣による任命につき、同年11月1日付けで必要な手続を終えたことが報告された

- ・ 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の試験公告について、資料9及び資料10の

とおり官報へ掲載することが了承され、令和2年11月6日付けで委員会の議決としたこと

(5) 特任研究者の公表について（報告）

- 事務局から、最終の委嘱期間を満了した日から1年を経過した特任研究者（司法試験委員会が考査委員の人選に関する助言を委嘱した学識経験者）に関し、資料11の特任研究者名簿を法務省ホームページで公表することについて、報告がなされた。

(6) その他（報告）

- 事務局から、兵庫県、長野県、千葉県、山口県及び仙台の各弁護士会並びに「ロースクールと法曹の未来を創る会」から司法試験委員会又は法務大臣宛てに提出された資料12から資料17について報告がなされた。

(7) 開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和3年1月13日（水）に開催することが確認された。

（以上）